

公金の債権回収業務に関する法務研修会

平成31年2月28日

京都弁護士会における行政との連携及び公金債権回収業務に関する取組み

京都弁護士会

副会長 秋 重 実

1 当会における自治体との連携

(1) 行政連携メニュー

- ・2018年度の実績
- ・その他包括支援センター職員向け電話相談

(2) その他

- ・自治体との懇談会（3ヶ所にて開催）
- ・京都市と、法律相談事業に関する定例協議会（2ヶ月に1回）
- ・法律相談委託団体相談担当職員研修会
- ・年2回の挨拶回り
- ・行政法に関するプロジェクトチーム立上げ

2 公金債権回収に関する取組み

(1) 実績

- ・講師派遣 2018年度は4名派遣

(2) 今後の取組み

- ・窓口・受け皿 業務推進委員会
- ・各種研修，勉強会，講演ほか
- ・債権回収業務の受託

(3) 地元弁護士会としての強み

- ・自治体との協力関係
- ・債務者との近さ
- ・地域の実情を把握

実現します！府市民の幸せ

～京都弁護士会 行政連携メニュー～



京都弁護士会は、様々な分野で、行政との連携を目指しています。

詳しくは、裏面をご覧ください。



京都弁護士会
KYOTO BAR ASSOCIATION

京都弁護士会 行政連携メニュー

2018年(平成30年)4月現在

	業務内容	対象分野	具体的内容
1	自治体運営	全分野	各種審査会や第三者委員会など、行政に設置された機関の委員として、所管分野に精通した 弁護士を推薦 します。
2	自治体運営	自治体コンプライアンス	自治体のコンプライアンス確保のため、研修へ 講師を派遣 します。
3		一般的な法律研修	各種法令の解釈・運用など、研修へ 講師を派遣 します。
4		債権回収支援	債権回収担当職員の知識向上のため、研修へ 講師を派遣 します。
5	行政サービス	中小企業支援	中小企業向けの法制度や法改正について、研修へ 講師を派遣 します。
6	一般向け	一般法律相談	特に分野を限定せず、法律相談事業の委託を受けて、 相談員を派遣 します。
7	借金・消費者被害等	多重債務相談	多重債務に関するものに特化して、法律相談事業の委託を受けて、 相談員を派遣 します。
8		消費者問題対策	消費生活センターなど相談・支援機関と連携して 共同事例研究 を行ったり、解決困難事案について、事案の早期解決のため 専門的助言を行うほか、弁護士をあっせん委員とした行政ADR を行います(京都府あんしんチーム、京都市サポートチーム等)。
9		ヤミ金・振り込み詐欺問題対策	ヤミ金や架空請求に関する被害に特化して、 共同事例研究 を行います。
10	高齢者・障害者問題	遺言・相続対策	遺言や相続に備えた講演会等のために、 講師を派遣 します。
11		高齢者・障害者相談	高齢者・障害者問題に特化して、法律相談事業の委託を受けて、 相談員を派遣し、または出張相談 を行います。
12		高齢者・障害者問題支援	包括支援センターなど相談・支援機関と連携して 共同事例研究 を行ったり、対応困難な虐待・権利擁護事案について、事案の早期解決のため 専門的助言等 を行います。
13	子どもの問題	学校問題・いじめ問題支援	いじめなどの学校問題について、教職員向けの研修へ 講師を派遣 します。
14		学校問題・いじめ問題支援	いじめや非行問題など、学校・教育機関と連携して 共同事例研究 を行ったり、学校が設置するサポートチームに参加して 専門的助言業務等 を行います。
15		児童虐待対応支援	児童虐待の防止や早期発見・早期対応のため、相談・支援機関と連携して 共同事例研究 を行います。
16		若者育成・法教育	中学校・高校を対象に、法教育のために弁護士を派遣して 出前授業 を行います。
17	女性問題	女性のための法律相談	女性が抱える問題に特化して、法律相談事業の委託を受けて、 相談員を派遣 します。
18		DV相談	DV問題に特化して、法律相談事業の委託を受けて、 相談員を派遣し、または出張相談 を行います。
19		相談・支援機関支援	配偶者からの暴力や性暴力など、女性の権利擁護について相談・支援機関と連携して 共同事例研究 を行います。
20	労働・貧困問題	労働・貧困問題相談	寄り添い型・伴走型の継続的な生活・就労支援の一助として、法律相談を行うための 相談員を派遣 します。
21	公益通報	公益通報者保護支援チーム	公益通報をされた方が不利益を受けた際に、相談を受け、ケースによっては受任します。
22	犯罪被害者支援	被害者支援機関支援	刑事手続きにおける各種犯罪被害者や交通事故被害者などの支援対策について、研修へ 講師を派遣し、または共同事例研究 を行います。
23	自死問題	自死問題相談	自死・自殺を考えるほどの深刻な悩みを抱えた方を対象とした法律相談会へ、 相談員を派遣 します。
24		自死問題機関支援	自死・自殺を考えるほどの深刻な悩みを抱えた方に対し、相談・支援機関と連携して 共同事例研究 を行います。
25	暴力団対策	民事介入暴力対策	不当要求事例への対策について、研修へ 講師を派遣し、または共同事例研究 を行います。

お気軽にお問い合わせください。

〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル
 電話番号 075-231-2383 (担当: 相談・窓口課 河原)
 メールアドレス: info@kyotoben.or.jp